



発行 東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（東京消防庁企画調整部企画課）…

告示

○指定障害福祉サービス事業者の廃止
（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…

○都市計画の図書の縦覧（二件）
（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）…

○都市計画の案（四件）
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課・街路計画課）…

○開発行為に関する工事完了
（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
（産業労働局商工部地域産業振興課）…

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十七万一千六百五十円」を「十七万二千五百五十円」に、「七万五千二百九十円」を「七万七千八百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万五千七百八十円」を「八万六千二百八十円」に、「三万七千六百円」を「三万八千九百円」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、令和五年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償（適用日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

●東京都告示第七百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年六月六日

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
パーソナルタッチケアサービス株式会社	パーソナルタッチケアサービス株式会社	渋谷区神宮前5-16-9 T.FLAT表参道103	令和5年2月1日
株式会社Baycare	ベイケア	文京区本郷1-22-6 本郷ハイホーム2階	令和5年2月3日
有限会社月のうさぎ	月のうさぎ	大田区南久が原2-12-2 コベル久が原1階	令和5年2月11日
株式会社ビーアイ	訪問介護事業所リフレイン	渋谷区本町3-37-15 エレガンスII102	令和5年2月28日
株式会社ローズ倶楽部	ケアセンター希	中野区中野3-40-29-203	同 日
有限会社愛の手ラブハンズ	有限会社愛の手ラブハンズ	杉並区高円寺南3-41-4	同 日
株式会社はな	ヘルパーステーション はな 赤羽	北区赤羽南2-11-14 ルイケ第二マンション1階	同 日
株式会社はな	ヘルパーステーション はな 板橋	板橋区板橋2-43-4 4階	同 日
株式会社サンバランス	ハートケアセンター久米川	東村山市萩山町3-8-15	同 日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
パーソナルタッチケアサービス株式会社	パーソナルタッチケアサービス株式会社	渋谷区神宮前5-16-9 T.FLAT表参道103	令和5年2月1日
株式会社Baycare	ベイケア	文京区本郷1-22-6 本郷ハイホーム2階	令和5年2月3日
有限会社月のうさぎ	月のうさぎ	大田区南久が原2-12-2 コベル久が原1階	令和5年2月11日
株式会社ビーアイ	訪問介護事業所リフレイン	渋谷区本町3-37-15 エレガンスII102	令和5年2月28日
株式会社ローズ倶楽部	ケアセンター希	中野区中野3-40-29-203	同 日
有限会社愛の手ラブハンズ	有限会社愛の手ラブハンズ	杉並区高円寺南3-41-4	同 日
株式会社はな	ヘルパーステーション はな 赤羽	北区赤羽南2-11-14 ルイケ第二マンション1階	同 日
株式会社はな	ヘルパーステーション はな 板橋	板橋区板橋2-43-4 4階	同 日
株式会社サンバランス	ハートケアセンター久米川	東村山市萩山町3-8-15	同 日

サービスの種類 同行支援			
廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人在宅介護福祉センター浜田山	特定非営利活動法人在宅介護福祉センター浜田山	杉並区成田西3-3-25	令和5年1月31日
パーソナルタッチケアサービス株式会社	パーソナルタッチケアサービス株式会社	渋谷区神宮前5-16-9 T. FLAT表参道103	令和5年2月1日
有限会社月のうさぎ	月のうさぎ	大田区南久が原2-12-2 コベル久が原1階	令和5年2月11日
有限会社愛の手ラブハンズ	有限会社愛の手ラブハンズ	杉並区高円寺南3-41-4	令和5年2月28日
合同会社アジアの風	アジアの風	板橋区四葉1-27-29 第二藤コーポ201	同日

サービスの種類 共同生活援助			
廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人シンビオシス	グループホームバディ	板橋区	令和5年2月28日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人エティック
- 二 代表者の氏名
伊藤 順平、坂本 多恵、白鳥 環、本木 裕子、高木 俊之
- 三 主たる事務所の所在地
渋谷区東一丁目一番三十六号 キタ・ビルデンス四〇
- 二 更新された認定の有効期間
令和四年十月十六日から令和九年十月十五日まで
- 一 名称
特定非営利活動法人環の会
- 二 代表者の氏名
星野 寛美
- 三 主たる事務所の所在地

- 四 新宿区下落合四丁目二十三番十三号
更新された認定の有効期間
令和四年十二月四日から令和九年十二月三日まで
- 一 名称
特定非営利活動法人シャイン・オン・キッズ
- 二 代表者の氏名
キンバリ・フォーサイス
- 三 主たる事務所の所在地
中央区日本橋本町三丁目三番六号
- 四 更新された認定の有効期間
令和四年十二月七日から令和九年十二月六日まで
- 一 名称
特定非営利活動法人環境文明二十一
- 二 代表者の氏名
藤村 コノエ
- 三 主たる事務所の所在地
大田区田園調布二丁目二十四番二十三ー三〇一号
- 四 更新された認定の有効期間
令和五年三月六日から令和十年三月五日まで
- 一 名称
特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン
- 二 代表者の氏名
浦辺 徹郎
- 三 主たる事務所の所在地
文京区弥生一丁目一番一号 東京大学大学院農学生命

科学研究科

四 更新された認定の有効期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地 令和五年二月三日中央区告示第十八号
域冷暖房施設

日本橋一丁目
地区地域冷暖
房施設

東京都市計画地 令和五年二月二十七日世田谷区告示第百四号
区計画

祖師谷二丁目
地区地区計画

東京都市計画地 令和五年二月二十二日渋谷区告示第二十五号
区計画

神南一丁目北
地区地区計画

東京都市計画第 令和五年四月十二日渋谷区告示第百二十九号
一種市街地再開
発事業

宮益坂地区第
一種市街地再
開発事業

小平都市計画地 令和五年三月二十七日小平市告示第五十
区計画 二号

小川東町二丁目地区地区計画

縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により縦覧に供する。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画地 令和五年三月八日港区告示第六十八号
区計画

赤坂四丁目薬
研坂地区地区
計画

東京都市計画地 令和五年三月八日港区告示第六十九号
区計画

白金一丁目東
部北地区地区
計画

東京都市計画地 令和五年三月八日港区告示第七十号
区計画

竹芝地区地区
計画

東京都市計画駐 令和五年二月一日大田区告示第四十一号
車場

大田第九号蒲田駅東口地下自転車駐車場

東京都市計画一団地の住宅施設

令和五年二月二十七日世田谷区告示第百五号

祖師ヶ谷住宅一団地の住宅施設

東京都市計画公園 令和五年一月二十七日渋谷区告示第九号

渋谷第二・二・二号美竹公園

東京都市計画地区地区計画 令和五年四月十二日渋谷区告示第百二十八号

渋谷駅東口地区地区計画

東京都市計画地区地区計画 令和五年二月二十二日中野区告示第十三号

中野駅南口地区地区計画

東京都市計画地区地区計画 令和五年三月三十日足立区告示第百四十四号

六町地区地区計画

東京都市計画地区地区計画 令和五年三月三十日足立区告示第百四十一号

足立北部地域
舎人・古千谷
本町地区地区
計画

東京都市計画地区地区計画 令和五年三月三十日足立区告示第百四十二号

千住三丁目

<p>区地区計画 東京都市計画地区計画 三号 令和五年三月三十日足立区告示第四百四十号</p>	<p>竹ノ塚駅中央地区地区計画</p>	<p>東京都市計画防災街区整備地区計画 四号 令和五年三月三十日足立区告示第四百四十号</p>	<p>千住仲町地区防災街区整備地区計画</p>	<p>東京都市計画公園 第五号 令和五年二月二十七日葛飾区告示第七十五号</p>	<p>第八・三・二一十一号柴又公園</p>	<p>八王子都市計画用途地域 十二号 令和五年二月二十四日八王子市告示第四十二号</p>	<p>八王子都市計画高度地区 十三号 令和五年二月二十四日八王子市告示第四十三号</p>	<p>八王子都市計画防火地域及び準防火地域 十四号 令和五年二月二十四日八王子市告示第四十四号</p>	<p>八王子都市計画地区計画 十五号 令和五年二月二十四日八王子市告示第四十五号</p>	<p>八王子西インターチェンジ北地区地区計画</p>	<p>八王子都市計画地区計画 十六号 令和五年二月二十四日八王子市告示第四十六号</p>	<p>南陽台地区地区計画 武蔵野都市計画 令和五年一月三十一日武蔵野市告示第十</p>
<p>生産緑地地区 三号 令和五年三月一日三鷹市告示第四十二号</p>	<p>三鷹都市計画公園 第二・二・二一十一号新川第三公園 令和五年三月一日三鷹市告示第四十三号</p>	<p>三鷹都市計画公園 第二・二・二一十四号北野公園 令和五年二月十三日府中市告示第十五号</p>	<p>府中市計画生産緑地地区 町田市計画地区計画 第十号 令和五年二月二十日町田市告示第三百六十号</p>	<p>鶴川駅南地区地区計画 町田市計画用途地域 十一号 令和五年二月二十日町田市告示第三百六十一号</p>	<p>町田市計画高度地区 町田市計画防火地域及び準防火地域 十三号 令和五年二月二十日町田市告示第三百六十三号</p>	<p>町田市計画道路 三・四・二一七号小川成瀬線 十四号 令和五年二月二十日町田市告示第三百六十四号</p>	<p>小平都市計画一団地の住宅施設 小川一団地の住宅施設 一号 令和五年三月二十七日小平市告示第五十一号</p>	<p>東村山都市計画 令和五年二月一日五東村山市告示第十八</p>				
<p>緑地 第十二号薬師山緑地 号 令和五年四月二十八日国立市告示第一百</p>	<p>国立都市計画地区計画 四軒在家地区 令和五年二月三日清瀬市告示第二十四号</p>	<p>東村山都市計画公園 第三・三・五号清瀬中央公園 令和五年三月二日武蔵村山市告示第二十九号</p>	<p>立川都市計画生産緑地地区 多摩都市計画生産緑地地区 十三号 令和四年十二月九日多摩市告示第五百五十三号</p>	<p>多摩都市計画地区計画 小田良地区地区計画 令和五年三月四日稲城市告示第三十一号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・三十九号小田良川公園 令和五年三月四日稲城市告示第三十二号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・四一十号小田良中央公園 令和五年三月四日稲城市告示第三十二号</p>	<p>多摩都市計画公園 第二・二・四一十一号小田良 令和五年三月四日稲城市告示第三十二号</p>					

みはらし公園

西東京都市計画 令和四年十二月五日西東京市告示第二
百十号
生産緑地地区

福生都市計画下 令和三年十月四日瑞穂町告示第九十九
号
水道

瑞穂町公共下
水道

縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告
する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用
途地域

第一種住居地 削除する部分
江戸川区南小岩七丁目地内

変更する部分

練馬区高野台三丁目地内

近隣商業地域 削除する部分

江戸川区南小岩七丁目及び船堀四
丁目各地内

商業地域

追加する部分
江戸川区南小岩七丁目及び船堀四
丁目各地内

変更する部分
江戸川区南小岩六丁目及び南小岩
七丁目各地内

準工業地域 削除する部分
江戸川区船堀四丁目地内

変更する部分
港区三田五丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに港区役所、練馬区
役所及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように
公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都

市高速鉄道

第六号線 変更する部分
港区三田五丁目地内

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

四 意見書の提出先
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画都市高速鉄道に係る都市計画の案を次のように
公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画都
市高速鉄道

東急電鉄大井 追加する部分
町線

二 縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び品川区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、三鷹都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
三鷹都市計画道路

追加する部分
三・四・二十号西調布境橋線
三鷹市大沢一丁目及び大沢二丁目各地内

削除する部分

三鷹市大沢一丁目、大沢二丁目、大沢四丁目、大沢五丁目及び野崎四丁目各地内

変更する部分

三鷹市大沢一丁目、大沢二丁目、大沢三丁目、大沢四丁目、大沢五丁目、野崎三丁目、野崎四丁目、深大寺一丁目、深大寺二丁目、深大寺三丁目、井口三丁目及び井口四丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び三鷹市役所

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和五年六月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

狛江市中和泉三丁目六百四十六番一の一部
神奈川県相模原市中央区南橋本三丁目六番三十六号
光コーポレーション株式会社
代表取締役 小野寺 研

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。
令和五年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 新橋駅前MTRビル

二 店舗所在地 港区新橋二丁目八番五号

三 設置者名 森トラストリート投資法人ほか一名

四 設置者住所 港区虎ノ門四丁目三番一号ほか

五 変更を行った設置者名 森トラストリート投資法人

六 変更前の設置者名 森トラスト総合リート投資法人

七 変更後の設置者名 森トラストリート投資法人

八 変更日 令和五年三月一日

九 届出日 令和五年五月二十二日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間 令和五年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 大井競馬場前ショッピングモール
ウイラ大井

二 店舗所在地 品川区勝島一丁目六番地

三	設置者名	東京都競馬株式会社ほか一名
四	設置者住所	大田区大森北一丁目六番八号ほか
五	変更を行った設置者名	東京都競馬株式会社ほか一名
六	変更前の設置者の代表者名	中西 充 (東京都競馬株式会社)ほか
七	変更後の設置者の代表者名	多羅尾 光陸 (東京都競馬株式会社)ほか
八	変更日	令和五年三月三十日ほか
九	届出日	令和五年五月二十三日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一	縦覧期間	令和五年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 (代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一 (代)

郵便番号
113-0001

